

令和6年第1回国東市議会定例会 追加提出議案

報告 第2号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 1
議案 第35号	国東市介護保険条例の一部改正について	P 3
議案 第36号	国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	P 5

報告 1件

議案 2件

計 3件

報告第 2 号

専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第1号及び第2号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年2月21日

国東市長 松井 督 治

記

1 事故の内容

令和5年11月18日、道の駅くにしきき駐車場において市が設置していた「のぼり旗」が突風で倒れ、駐車していた相手方の車両を損傷させた。

2 損害賠償の額 247,572 円

3 和解の内容

(1)国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、247,572円を支払う。

(2)相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4 和解の相手方

議案第 35 号

国東市介護保険条例の一部改正について

国東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 8 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市介護保険条例の一部を改正する条例

国東市介護保険条例(平成 18 年国東市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「31,500 円」を「29,400 円」に改め、同項第 2 号中「47,200 円」を「44,300 円」に改め、同項第 3 号中「47,200 円」を「44,700 円」に改め、同項第 4 号中「56,700 円」を「58,300 円」に改め、同項第 5 号中「63,000 円」を「64,800 円」に改め、同項第 6 号中「75,600 円」を「77,700 円」に改め、同項第 7 号中「81,900 円」を「84,200 円」に改め、同項第 8 号中「94,500 円」を「97,200 円」に改め、同項第 9 号中「107,100 円」を「110,100 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 123,100 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 136,000 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 149,000 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 155,500 円

第 2 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (4) 令第 38 条第 1 項第 9 号イ 420 万円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 10 号イ 520 万円
- (6) 令第 38 条第 1 項第 11 号イ 620 万円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 12 号イ 720 万円

第 2 条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「18,900 円」を「18,400 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「18,900 円」を「18,400 円」に、「31,500 円」を「31,400 円」に改め、同条第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、「18,900 円」を「18,400 円」に、「44,100 円」を「44,300 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国東市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由 第9期介護保険事業計画の策定による令和6年度から令和8年度までの保険料の改定により、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 36 号

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 8 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

国東市一般職員の給与の特例に関する条例(平成 28 年国東市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年4月1日から令和5年9月30日」を「令和6年4月1日から令和6年9月30日」に改め、同条の表中

「

行政職給料表	1級から6級まで	100分の0.5
	7級	100分の5

」を

「

行政職給料表	7級	100分の5
--------	----	--------

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本市の財政状況等を考慮し、職員の給料を減額するため、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。